

## 新旧対照表

○愛媛県土木部発注工事特記仕様書

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第5条）</p> <p>第2章 施工管理及び現場管理（第6条—第8条）</p> <p>第3章 再生資材及び建設副産物（第9条—第12条）</p> <p>第4章 安全管理（第13条—第15条）</p> <p>第5章 使用材料</p> <p>第1節 コンクリート（第16条）</p> <p>第2節 鉄鋼スラグ等（第17条—第24条）</p> <p>第3節 溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物（第25条—第30条）</p> <p>第4節 ゴム製品等（第31条）</p> <p>第1章 総則 （適用）</p> <p>第1条 <u>愛媛県土木部（各地方局建設部、各土木事務所及び各ダム管理事務所を含む。）が発注する工事の実施にあたっては、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び愛媛県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。</u></p> <p>（特記仕様書への委任）</p> <p>第2条 <u>受注者は、工事の実施にあたっては、前条の定めによるほか、次の各号に示す特記仕様書によらなければならない。</u></p> <p>（1）<u>県産品優先使用に係る特記仕様書（ただし、予定価格が22億9千万円以上の工事を除く。）</u></p> <p>（2）省略</p> <p>（3）<u>快適トイレの設置に関する特記仕様書</u></p> <p>（4）<u>工事写真の黒板情報電子化に関する特記仕様書</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条の2）</p> <p>第2章 <u>現場技術業務（第5条—第8条）</u></p> <p>第3章 <u>施工管理及び現場管理（第9条—第14条）</u></p> <p>第4章 <u>再生資材及び建設副産物（第15条—第23条）</u></p> <p>第5章 <u>安全管理（第24条—第28条）</u></p> <p>第6章 使用材料</p> <p>第1節 コンクリート（第29条）</p> <p>第2節 鉄鋼スラグ等（第30条—第37条）</p> <p>第3節 溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物（第38条—第43条）</p> <p>第4節 ゴム製品等（第44条）</p> <p>第1章 総則 （適用）</p> <p>第1条 <u>本工事</u> <u>_____の実施にあたっては、工事請負契約書（以下「契約書」という。）及び愛媛県土木工事共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）によるほか、本仕様書によるものとする。</u></p> <p>（特記仕様書への委任）</p> <p>第2条 <u>本工事</u> <u>_____の実施にあたっては、前条の定めによるほか、次の各号に示す特記仕様書によるものとする。</u></p> <p>（1）<u>県産品優先使用に係る特記仕様書</u></p> <p>（2）省略</p>

新	旧																								
<p>2 受注者は、前項のほか、次の表に示す工事の種類に応じ、それぞれ同表に示す特記仕様書によらなければならない。</p>	<p>2 _____前項のほか、次の表に示す工事の種類に応じ、それぞれ同表に示す特記仕様書によるものとする。</p>																								
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="143 277 613 312">工事の種類</th> <th data-bbox="613 277 1088 312">特記仕様書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="143 312 613 424">総合評価落札方式により入札を行う工事</td> <td data-bbox="613 312 1088 424">総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 424 613 496">設計図書により工期に余裕期間を設定する工事</td> <td data-bbox="613 424 1088 496">余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 496 613 568">設計図書により週休2日確保の対象とする工事</td> <td data-bbox="613 496 1088 568">週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="143 568 613 643">設計図書により三者会議を設置する工事</td> <td data-bbox="613 568 1088 643">愛媛県土木部発注工事における三者会議対象工事特記仕様書</td> </tr> </tbody> </table>	工事の種類	特記仕様書	総合評価落札方式により入札を行う工事	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書	設計図書により工期に余裕期間を設定する工事	余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様書	設計図書により週休2日確保の対象とする工事	週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書	設計図書により三者会議を設置する工事	愛媛県土木部発注工事における三者会議対象工事特記仕様書	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1128 277 1599 312">工事の種類</th> <th data-bbox="1599 277 2074 312">特記仕様書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1128 312 1599 424">総合評価落札方式により入札を行う工事</td> <td data-bbox="1599 312 2074 424">総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 424 1599 496">設計図書により工期に余裕期間を設定する工事</td> <td data-bbox="1599 424 2074 496">余裕工期設定工事に関する特記仕様書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 496 1599 568"></td> <td data-bbox="1599 496 2074 568"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 568 1599 643">設計図書により三者会議を設置する工事</td> <td data-bbox="1599 568 2074 643">愛媛県土木部発注工事における三者会議対象工事特記仕様書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 643 1599 719"><u>受注者からの協議により現場に快適トイレを設置する工事</u></td> <td data-bbox="1599 643 2074 719">快適トイレの設置に関する特記仕様書</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1128 719 1599 794"><u>受注者からの協議により工事写真の黒板情報電子化を行う工事</u></td> <td data-bbox="1599 719 2074 794">工事写真の黒板情報電子化に関する特記仕様書</td> </tr> </tbody> </table>	工事の種類	特記仕様書	総合評価落札方式により入札を行う工事	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書	設計図書により工期に余裕期間を設定する工事	余裕工期設定工事に関する特記仕様書			設計図書により三者会議を設置する工事	愛媛県土木部発注工事における三者会議対象工事特記仕様書	<u>受注者からの協議により現場に快適トイレを設置する工事</u>	快適トイレの設置に関する特記仕様書	<u>受注者からの協議により工事写真の黒板情報電子化を行う工事</u>	工事写真の黒板情報電子化に関する特記仕様書
工事の種類	特記仕様書																								
総合評価落札方式により入札を行う工事	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書																								
設計図書により工期に余裕期間を設定する工事	余裕工期設定工事の実施に関する特記仕様書																								
設計図書により週休2日確保の対象とする工事	週休2日確保工事の試行に関する特記仕様書																								
設計図書により三者会議を設置する工事	愛媛県土木部発注工事における三者会議対象工事特記仕様書																								
工事の種類	特記仕様書																								
総合評価落札方式により入札を行う工事	総合評価落札方式における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書																								
設計図書により工期に余裕期間を設定する工事	余裕工期設定工事に関する特記仕様書																								
設計図書により三者会議を設置する工事	愛媛県土木部発注工事における三者会議対象工事特記仕様書																								
<u>受注者からの協議により現場に快適トイレを設置する工事</u>	快適トイレの設置に関する特記仕様書																								
<u>受注者からの協議により工事写真の黒板情報電子化を行う工事</u>	工事写真の黒板情報電子化に関する特記仕様書																								
<p>3 省略</p> <p>(1日未満で完了する作業の積算)</p>	<p>3 省略</p> <p>(1日未満で完了する作業の積算)</p>																								
<p>第5条 _____ 愛媛県土木工事標準積算基準に定める1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更設計にのみ適用する。</p>	<p>第4条の2 _____ 1日未満で完了する作業の積算（以下「1日未満積算基準」という。）は、変更設計にのみ適用する。</p>																								
<p>2 省略</p> <p>3 受注者は、前項の協議を行うときは、作業が1日未満積算基準に該当することを示す資料その他協議に必要な根拠資料（作業日報、実際の費用が分かる資料等とする。）を監督員に提出しなければならない。</p>	<p>2 省略</p> <p>3 受注者は、第2項の協議を行うときは、作業が1日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要な根拠資料（作業日報、実際の費用が分かる資料等とする。）を監督員に提出しなければならない。</p>																								
<p>4・5 省略</p>	<p>4・5 省略</p> <p>第2章 現場技術業務 (現場技術業務の委託)</p> <p>第5条 受注者は、発注者が本工事の監督に関する現場技術業務を外部委託し、本工事に現場技術員を配置する場合は、共通仕様書第3編3-1-1-3の各号の規定によるほか、次条から第8条までの規定によらなければな</p>																								

新	旧
<p>第2章 施工管理及び現場管理</p>	<p><u>らない。</u></p> <p><u>(現場技術員が行う段階確認)</u></p> <p><u>第6条 現場技術員が実施する段階確認については、現場技術員が現場での状況を把握し、設計図書と照合した結果を監督員に報告したことをもって実施したものとする。</u></p> <p><u>2 前項の段階確認は、必ず臨場して行うものとする。</u></p> <p><u>3 受注者は、第1項の段階確認に臨場するものとし、実施した箇所に係る現場技術員が署名又は押印した書面を保管し、これを検査時に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(現場技術員の行う施工状況の把握)</u></p> <p><u>第7条 施工状況の把握とは、現場での施工管理等が適切に実施されているか、また施工方法が施工計画書と合致しているかなどの施工状況全般について把握することをいう。</u></p> <p><u>2 受注者は、現場技術員が行う施工状況の把握においては、必要に応じて臨場しなければならない。</u></p> <p><u>(工事検査時の現場技術員の立会)</u></p> <p><u>第8条 受注者は、本工事の工事検査に現場技術員が立ち会うことを了解しなければならない。</u></p> <p><u>第3章 施工管理及び現場管理</u></p> <p><u>(仮BMの設置)</u></p> <p><u>第9条 受注者は、測量標（仮BM）又は工事中多角点を設置した場合は、その測量結果を監督員に提出しなければならない。</u></p> <p><u>(排出ガス対策型建設機械の使用)</u></p> <p><u>第10条 受注者は、共通仕様書第1編1-1-1-30第6項に規定する排出ガス対策型建設機械を使用する場合は、施工計画書に使用する排出ガス対策型建設機械を記載するとともに、施工中においては使用する排出ガス対策型建設機械の写真撮影を行い、工事完成時に監督員に提出しなければ</u></p>

新			旧		
<p>(施工計画書の内容)</p> <p><b>第6条</b> 受注者は、施工計画書の作成にあたっては、共通仕様書第1編1-1-1-4第1項の規定によるほか、次の項目ごとに、それぞれ必要な内容を含めなければならない。</p>			<p>ならない。</p> <p>(施工計画書の内容)</p> <p><b>第11条</b> 受注者は、施工計画書の作成にあたっては、共通仕様書第1編1-1-1-4第1項の規定によるほか、次の項目ごとに、それぞれ必要な内容を含めなければならない。</p>		
項目	含める内容	備考	項目	含める内容	備考
(1) 工事概要	工事実績データ登録機関発行の登録内容確認書	共通仕様書第1編1-1-1-5	(1) 工事概要	工事実績データ登録機関発行の登録内容確認書	
			(3) 現場組織表	施工体制台帳 施工体系図	
(4) 指定機械	使用する排出ガス対策型建設機械	共通仕様書第1編1-1-1-29	(4) 指定機械及び (5) 主要船舶・機械	使用する排出ガス対策型建設機械	
(6) 主要資材	主要資材 県産品未使用理由書 主要資材に関する資料	県産品優先使用に係る特記仕様書第4条 本仕様書第7条	(6) 主要資材	使用資材届	「愛媛県土木部発注工事における県産品優先使用の実施要領」による
(8) 施工管理計画	段階確認予定表	共通仕様書第3編3-1-1-5	(8) 施工管理計画	段階確認書(施工予定表)	
(9) 安全管理	安全訓練に関する計画書 火気の使用に関する計画 木製工事用バリケードの設置に関する計画	共通仕様書第1編1-1-1-25 共通仕様書第1編1-1-1-26 共通仕様書第1編1-1-1-45	(9) 安全管理	安全訓練に関する計画書	
(11) 交通管理	交通安全等輸送に関する計画 交通誘導警備員配置計画表 検定合格警備員一覧表	共通仕様書第1編1-1-1-31 共通仕様書第1編1-1-1-32	(11) 交通管理	交通誘導警備員勤務計画表	
(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書	共通仕様書第1編1-1-1-17及び本仕様書第11条第1項	(14) 再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法	再生資源利用計画書 再生資源利用促進計画書 産業廃棄物処理計画書	

新			旧		
(15) その他	官公庁等への手続き（予定または写し） 総合評価における技術提案等の履行確認書	共通仕様書第1編1-1-1-35 総合評価における技術提案等の履行確認に関する特記仕様書第2条	(15) その他	官公庁等への手続き（予定または写し） 木材利用計画書 木製工事中用バリアード設置計画書	
<p><u>（主要資材に関する資料の提出）</u></p> <p>第7条 受注者は、工事に使用する主要資材（燃料以外の全ての資材であって、損料又は賃料として計上されるもの以外のものをいう。）について、<u>資材の名称、製造者、寸法及び規格その他資材の概要が分かる資料を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>第8条 省略</p> <p>第3章 再生資材及び建設副産物</p>			<p>第12条 省略</p> <p><u>（快適トイレの設置）</u></p> <p>第13条 受注者は、工事現場に快適トイレ（男女ともに快適に使用できる仮設トイレであって、特記仕様書で定める仕様を満たすものをいう。）を設置しようとする場合は、<u>監督員と協議しなければならない。</u></p> <p><u>（工事写真の小黑板情報電子化）</u></p> <p>第14条 受注者は、工事写真の全部又は一部について、<u>工事写真の小黑板情報電子化（対応機器及びソフトウェアにより小黑板情報を電子的に記入し、画像として被写体と同時に記録することをいう。）を行う場合は、監督員の承諾を得なければならない。</u></p> <p>第4章 再生資材及び建設副産物</p> <p><u>（建設副産物の適正処理）</u></p> <p>第15条 建設副産物の処理にあたっては、<u>関係法令に基づくほか、建設廃棄物処理指針（平成22年度版、環境省）及び建設副産物適正処理推進要綱（平成14年5月30日付け国土交通事務次官通達）に準拠し、適正な処理に努めなければならない。</u></p> <p><u>（建設副産物の利用）</u></p>		

新	旧																	
	<p>第16条 受注者は、建設副産物の再利用については、適正に実施しなければならない。</p> <p>2 建設副産物の品質等により利用が困難な場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>(建設副産物の搬出)</p> <p>第17条 建設副産物の搬出については、設計図書の定めによらなければならない。ただし、受入場所との協議、現場条件の変更その他の理由により、設計図書の定めによることができない場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <p>(再生資材及び建設発生土の利用)</p> <p>第18条 受注者は、次の資材の使用に際し、再生資材を使用しなければならない。ただし、再生資材の確保が困難な場合は、監督員と協議しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1151 772 2074 1374"> <thead> <tr> <th>資材名</th> <th>規格</th> <th>使用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">再生加熱アスファルト混合物</td> <td>密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm</td> <td>道路舗装の表層に使用する。</td> </tr> <tr> <td>粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm</td> <td>中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間供用する場合には使用しない。)</td> </tr> <tr> <td>アスファルト安定処理</td> <td>アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">再生骨材</td> <td>再生粒調砕石 (RM-25、HMS-25)</td> <td>上層路盤工等路盤材料に使用する。</td> </tr> <tr> <td>再生砕石 (RC-40、RC-30)</td> <td>構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。 道路の路盤に使用する。</td> </tr> <tr> <td>再生砂</td> <td>電線共同溝工事及び下水道工事の管路埋め戻し材料に使用する。</td> </tr> </tbody> </table> <p>2 建設発生土及びその他資材の搬入にあたっては、設計図書に定めによ</p>	資材名	規格	使用箇所	再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm	道路舗装の表層に使用する。	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm	中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間供用する場合には使用しない。)	アスファルト安定処理	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。	再生骨材	再生粒調砕石 (RM-25、HMS-25)	上層路盤工等路盤材料に使用する。	再生砕石 (RC-40、RC-30)	構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。 道路の路盤に使用する。	再生砂	電線共同溝工事及び下水道工事の管路埋め戻し材料に使用する。
資材名	規格	使用箇所																
再生加熱アスファルト混合物	密粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm又は13mm	道路舗装の表層に使用する。																
	粗粒度アスファルトコンクリート 骨材の最大粒径20mm	中間層、基層に使用する。 (中間層で当分の間供用する場合には使用しない。)																
	アスファルト安定処理	アスファルト安定処理工で行う上層路盤に使用する。																
再生骨材	再生粒調砕石 (RM-25、HMS-25)	上層路盤工等路盤材料に使用する。																
	再生砕石 (RC-40、RC-30)	構造物の基礎材及び裏込材等に使用する。 道路の路盤に使用する。																
	再生砂	電線共同溝工事及び下水道工事の管路埋め戻し材料に使用する。																

新	旧
<p>第9条 省略</p> <p>第10条 省略</p> <p>(再生資源利用(促進)計画書及び実施書)</p> <p>第11条 受注者は、本工事の<u>請負代金額</u>が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、<u>必要な情報を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力するとともに、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、着手前に監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>2 受注者は、前項の場合は、<u>工事完成時に必要な情報を建設副産物情報交換システム(COBRIS)に入力するとともに、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出しなければならない。</u></p> <p>3 省略</p> <p>(再資源化等報告書)</p> <p>第12条 <u>共通仕様書第1編1-1-1-17及び前条第2項の規定による再生資源利用(促進)実施書に次の各号に示す事項を記載し提出することをもって、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定に基づく報告とする。</u></p> <p>(1)～(3) 省略</p>	<p><u>らなければならない。ただし、搬入元との協議その他の理由により、設計図書の前記によることができない場合は、監督員と協議しなければならない。</u></p> <p>第19条 省略</p> <p>第20条 省略</p> <p>(再生資源利用(促進)計画書及び実施書)</p> <p>第21条 受注者は、本工事の<u>請負金額</u>が100万円以上の場合、再生資材の利用及び建設副産物の発生・搬出の有無や多寡に関わらず、<u>再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成し、<u>施工計画書</u>に含めて提出しなければならない。</u></p> <p>2 受注者は、前項の場合は、<u>再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を工事完成時に提出しなければならない。</u></p> <p>3 受注者は、<u>再生資源利用(促進)計画書及び実施書を、建設副産物情報交換システム(COBRIS)により作成しなければならない。</u></p> <p>4 省略</p> <p>(再資源化等報告書)</p> <p>第22条 <u>前条第2項の規定による再生資源利用(促進)実施書に次の各号に示す事項を記載し提出することをもって、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定に基づく報告とする。</u></p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(マニフェストの提出)</p> <p>第23条 受注者は、<u>産業廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)の交付に際しては、廃棄物の種類、数量、単位、発行日等の必要事項を記載しなければならない。</u></p>

新	旧																												
<p style="text-align: center;">第4章 安全管理 (標示板の様式)</p> <p>第13条 共通仕様書第1編1-1-1-22第3項に定める標示板の様式は、道路工事にあつては参考図1、それ以外の工事にあつては参考図2とする。</p> <p style="text-align: center;">(検定合格警備員の配置路線及び区間)</p> <p>第14条 共通仕様書第1編1-1-1-32第3項第3号に定める、検定合格警備員の配置が必要な路線として愛媛県公安委員会が認定する路線及び区間は、次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="320 1193 1016 1445"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道11号</td> <td>愛媛県の全域</td> </tr> <tr> <td>一般国道33号</td> <td>愛媛県の全域</td> </tr> <tr> <td>一般国道56号</td> <td>愛媛県の全域</td> </tr> <tr> <td>一般国道192号</td> <td>愛媛県の全域</td> </tr> <tr> <td>一般国道196号</td> <td>愛媛県の全域</td> </tr> <tr> <td>一般国道317号</td> <td>松山市勝山町1丁目19番地</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区間	一般国道11号	愛媛県の全域	一般国道33号	愛媛県の全域	一般国道56号	愛媛県の全域	一般国道192号	愛媛県の全域	一般国道196号	愛媛県の全域	一般国道317号	松山市勝山町1丁目19番地	<p>2 受注者は、工事施工後、マニフェストのE票の写し又は電子マニフェストの最終処分通知の画面印刷（以下「E票等」という。）を監督員に提出しなければならない。ただし、搬出する産業廃棄物の最終処分が工期内に完了することが困難な場合は、E票等に代えて、マニフェストのD票の写し又は電子マニフェストの処分通知の画面印刷を監督員に提出しなければならない。</p> <p>3 前項ただし書の場合において、受注者は、産業廃棄物の最終処分終了後、速やかにE票等を監督員又は発注者に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5章 安全管理 (標示板の様式)</p> <p>第24条 共通仕様書第1編1-1-1-23第3項に定める標示板の様式は、道路工事にあつては参考図1、それ以外の工事にあつては参考図2とする。</p> <p style="text-align: center;">(交通誘導警備員勤務計画表)</p> <p>第25条 受注者は、交通誘導警備員を配置して交通誘導等を行うときは、監督員との協議により交通誘導警備員の配置計画を作成し、実施に先立って交通誘導警備員勤務計画表（様式1）を監督員に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の規定は、交通誘導警備員の配置計画を変更する場合に準用する。</p> <p style="text-align: center;">(検定合格警備員の配置)</p> <p>第26条 受注者は、高速自動車国道、自動車専用道路又は次の路線及び区間において交通誘導等を行うときは、工事箇所ごとに、交通誘導警備業務に係る一級検定合格警備員又は二級検定合格警備員（以下「検定合格警備員」という。）を1人以上配置しなければならない。</p> <table border="1" data-bbox="1301 1193 1998 1445"> <thead> <tr> <th>路線名</th> <th>区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般国道11号</td> <td>愛媛県の全域</td> </tr> <tr> <td>一般国道33号</td> <td>愛媛県の全域</td> </tr> <tr> <td>一般国道56号</td> <td>愛媛県の全域</td> </tr> <tr> <td>一般国道192号</td> <td>愛媛県の全域</td> </tr> <tr> <td>一般国道196号</td> <td>愛媛県の全域</td> </tr> <tr> <td>一般国道317号</td> <td>松山市勝山町1丁目19番地</td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区間	一般国道11号	愛媛県の全域	一般国道33号	愛媛県の全域	一般国道56号	愛媛県の全域	一般国道192号	愛媛県の全域	一般国道196号	愛媛県の全域	一般国道317号	松山市勝山町1丁目19番地
路線名	区間																												
一般国道11号	愛媛県の全域																												
一般国道33号	愛媛県の全域																												
一般国道56号	愛媛県の全域																												
一般国道192号	愛媛県の全域																												
一般国道196号	愛媛県の全域																												
一般国道317号	松山市勝山町1丁目19番地																												
路線名	区間																												
一般国道11号	愛媛県の全域																												
一般国道33号	愛媛県の全域																												
一般国道56号	愛媛県の全域																												
一般国道192号	愛媛県の全域																												
一般国道196号	愛媛県の全域																												
一般国道317号	松山市勝山町1丁目19番地																												



新		旧	
	4先から 今治市波止浜3丁目先まで		4先から 今治市波止浜3丁目先まで
一般国道437号	愛媛県の全域	一般国道437号	愛媛県の全域
県道壬生川新居浜野田線	愛媛県の全域	県道壬生川新居浜野田線	愛媛県の全域
県道新居浜角野線	愛媛県の全域	県道新居浜角野線	愛媛県の全域
県道松山空港線	愛媛県の全域	県道松山空港線	愛媛県の全域
県道松山港線	愛媛県の全域	県道松山港線	愛媛県の全域
県道伊予川内線	愛媛県の全域	県道伊予川内線	愛媛県の全域
県道伊予松山港線	愛媛県の全域	県道伊予松山港線	愛媛県の全域
県道今治波方港線	愛媛県の全域	県道今治波方港線	愛媛県の全域
県道松山伊予線	愛媛県の全域	県道松山伊予線	愛媛県の全域
県道壬生川丹原線	愛媛県の全域	県道壬生川丹原線	愛媛県の全域
県道松山北条線	愛媛県の全域	県道松山北条線	愛媛県の全域
<p>(警備会社へ支払う費用)</p> <p>第15条 受注者は、交通誘導警備業務に係る費用の警備会社への支払いに当たっては、交通誘導警備員の設計労務単価と間接工事費に計上している警備会社の経費の合算額を支払金額とすることに留意しなければならない。</p> <p>第5章 使用材料 第1節 コンクリート</p> <p>第16条 省略</p> <p>第2節 鉄鋼スラグ等</p>		<p>2 受注者は、前項の規定により検定合格警備員を配置する場合又は検定合格警備員の配置計画に変更が生じた場合は、配置人員、配置位置及び配置期間等について、監督員に協議しなければならない。</p> <p>3 受注者は、第1項の規定により検定合格警備員を配置する場合は、配置に先立ち、検定合格警備員証明書(様式2)に検定合格証の写し等の資格要件を確認できる資料を添付し、交通誘導警備員勤務計画表とあわせて発注者に提出しなければならない。</p> <p>(警備会社へ支払う費用)</p> <p>第28条 発注者は、交通誘導警備員の設計労務単価と諸経費の中で計上している警備会社の経費の合算額を警備会社に支払う額と想定している。</p> <p>第6章 使用材料 第1節 コンクリート</p> <p>第29条 省略</p> <p>第2節 鉄鋼スラグ等</p>	

新	旧
<p>(鉄鋼スラグの使用)</p> <p><u>第17条</u> 受注者は、<u>鉄鋼スラグ</u>（<u>銑鉄製造過程で生成する高炉スラグ、鋼の製造過程で生成する製鋼スラグ及び鉄スクラップを電気炉で熔解製錬して鋼を製造する際に副産される電気炉酸化スラグをいう。</u>）を建設工事に使用する場合は、次条から<u>第23条</u>までの規定による。ただし、セメント、コンクリート用骨材及びアスファルト用骨材については適用しないものとする。</p>	<p>(鉄鋼スラグの使用)</p> <p><u>第30条</u> 受注者は、<u>銑鉄製造過程で生成する高炉スラグ、鋼の製造過程で生成する製鋼スラグ及び鉄スクラップを電気炉で熔解製錬して鋼を製造する際に副産される電気炉酸化スラグ</u>（以下「<u>鉄鋼スラグ</u>」という。）を建設工事に使用する場合は、次条から<u>第36条</u>までの規定による。ただし、セメント、コンクリート用骨材及びアスファルト用骨材については適用しないものとする。</p>
<p><u>第18条</u> 省略</p>	<p><u>第31条</u> 省略</p>
<p><u>第19条</u> 省略</p>	<p><u>第32条</u> 省略</p>
<p>(公的試験機関)</p> <p><u>第20条</u> 省略</p> <p>2 受注者は、<u>重金属等の溶出試験を前項第2号に規定する環境計量証明事業所で行う場合は、販売会社等と試験機関が関連会社でないことを誓約書（様式1）に記入し、監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>3 省略</p>	<p>(公的試験機関)</p> <p><u>第33条</u> 省略</p> <p>2 受注者は、<u>重金属等の溶出試験を前項第2号に規定する環境計量証明事業所で行う場合は、販売会社等と試験機関が関連会社でないことを誓約書（様式3）に記入し、監督員に提出しなければならない。</u></p> <p>3 省略</p>
<p><u>第21条</u> 省略</p>	<p><u>第34条</u> 省略</p>
<p>(試験結果及び品質諸元の提出)</p> <p><u>第22条</u> 受注者は、<u>第19条の試験結果及び前条の品質諸元を示す資料を、</u>工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。</p>	<p>(試験結果及び品質諸元の提出)</p> <p><u>第35条</u> 受注者は、<u>第32条の試験結果及び前条の品質諸元</u>を、工事に使用する前に監督員に提出しなければならない。</p>
<p><u>第23条</u> 省略</p>	<p><u>第36条</u> 省略</p>
<p>(フェロニッケルスラグ)</p> <p><u>第24条</u> 受注者は、<u>ニッケル鉱石等からフェロニッケル（ステンレス鋼等の原料）を精錬採取する際に副産されるフェロニッケルスラグを用いた細骨材をケーソン等の中詰材に使用する場合は、第18条から前条までの規定に準じるものとする。</u></p>	<p>(フェロニッケルスラグ)</p> <p><u>第37条</u> 受注者は、<u>ニッケル鉱石等からフェロニッケル（ステンレス鋼等の原料）を精錬採取する際に副産されるフェロニッケルスラグを用いた細骨材をケーソン等の中詰材に使用する場合は、第31条から前条までの規定に準じるものとする。</u></p>

新	旧
<p>第3節 溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物 (東予地区陸地部における溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物の使用)</p> <p><u>第25条</u> 省略</p> <p>2 受注者は、溶融スラグ細骨材を使用する場合は、<u>第27条</u>から<u>第30条</u>までの規定によらなければならない。</p> <p>(松山市における溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物の使用)</p> <p><u>第26条</u> 省略</p> <p>2 受注者は、溶融スラグ細骨材を使用する場合は、次条から<u>第30条</u>までの規定によらなければならない。</p> <p><u>第27条</u> 省略</p> <p><u>第28条</u> 省略</p> <p><u>第29条</u> 省略</p> <p><u>第30条</u> 省略</p>	<p>第3節 溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物 (東予地区陸地部における溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物の使用)</p> <p><u>第38条</u> 省略</p> <p>2 受注者は、溶融スラグ細骨材を使用する場合は、<u>第40条</u>から<u>第43条</u>までの規定によらなければならない。</p> <p>(松山市における溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物の使用)</p> <p><u>第39条</u> 省略</p> <p>2 受注者は、溶融スラグ細骨材を使用する場合は、次条から<u>第43条</u>までの規定によらなければならない。</p> <p><u>第40条</u> 省略</p> <p><u>第41条</u> 省略</p> <p><u>第42条</u> 省略</p> <p><u>第43条</u> 省略</p>
<p>第3節 溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物</p> <p><u>第31条</u> 省略</p>	<p>第3節 溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物</p> <p><u>第44条</u> 省略</p>

新

参考図1 (第13条関係)

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇〇を  
なおしています

平成〇年〇月〇日まで  
時間帯 21:00~6:00

舗裝修繕工事

発注者 〇〇地方局〇〇土木事務所  
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社  
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

旧

参考図1 (第24条)

ご迷惑をおかけします

〇〇〇〇〇〇を  
なおしています

平成〇年〇月〇日まで  
時間帯 21:00~6:00

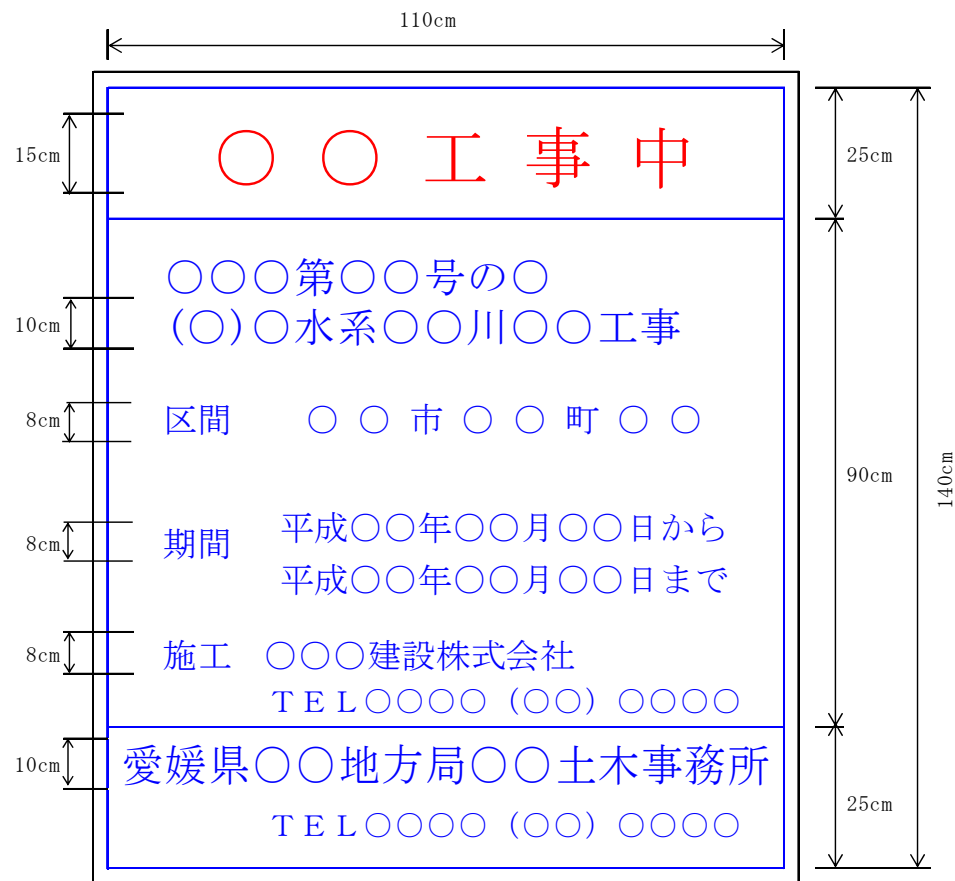
舗裝修繕工事

発注者 〇〇地方局〇〇土木事務所  
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

施工者 〇〇〇〇建設株式会社  
電話 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

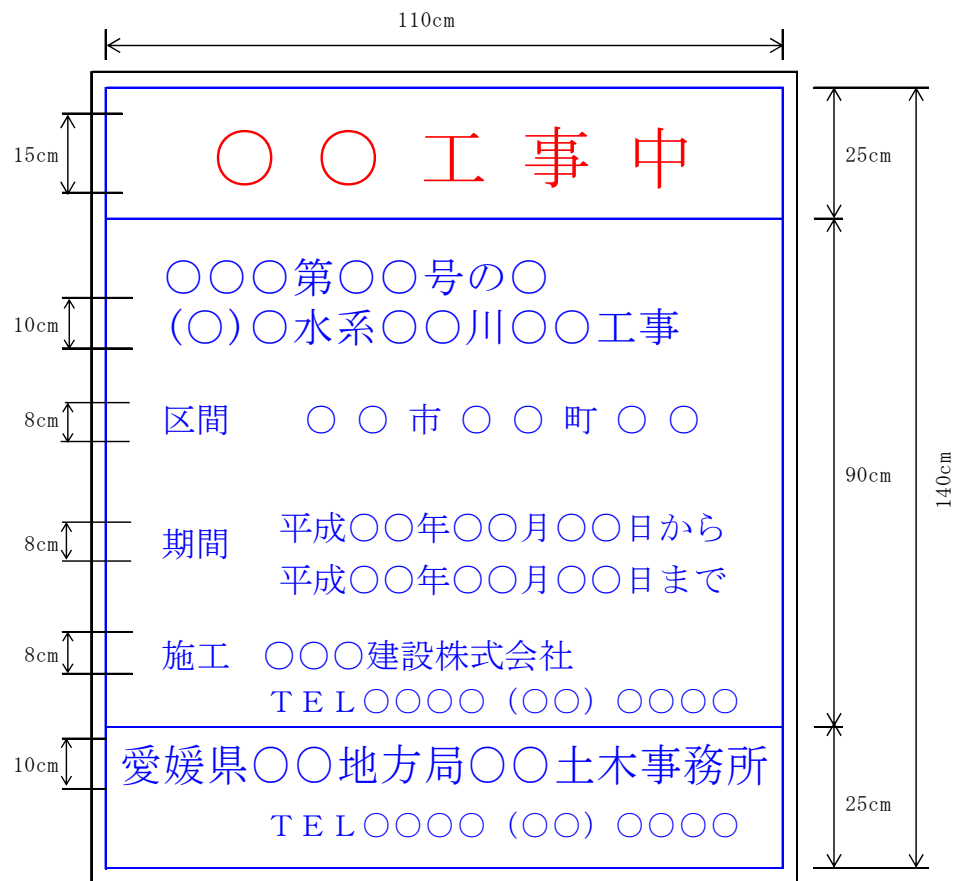
新

参考図2 (第13条関係)



旧

参考図2 (第24条)



新

旧

様式1 (第25条)

交通誘導警備員勤務計画表

事務所名		監督員	
工事種別		工事名	
路線河川名		施工箇所	
工事概要			
工事日数		契約工期	
請負工事費		受注者又は 現場代理人	

交通誘導警備員計画表

月 日	勤務時間	配置人員	交替要員	延勤務時間	備 考
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	
/	: ~ :	人	有・無	h	

(注意事項) 必要に応じて配置図等を添付すること。

新

旧

様式2 (第26条第3項)

平成 年 月 日

検定合格警備員証明書

検定合格者氏名	会社名	1・2級の別	合格証明書番号	配置予定日
				～
				～
				～
				～
				～
				～
				～
				～
				～
				～
				～
				～
				～
				～

本工事における配置警備員の資格要件を確認したので報告します。

受注者又は現場代理人 \_\_\_\_\_ 印

※受注者は本証明書に検定合格書の写し等の資格要件を確認できる資料を添付し監督員に提出すること。

新	旧
<p>様式1 (第20条第2項関係)</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>受注者 様</p> <p style="text-align: right;">所在地</p> <hr/> <p style="text-align: right;">販売会社名 印</p> <hr/> <p style="text-align: center;">鉄鋼スラグの溶出試験機関について</p> <p>当社が溶出試験を依頼する下記の実施試験機関については、当社の関連会社ではないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">試験機関名</p> <hr/>	<p>様式3 (第33条第2項)</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">誓 約 書</p> <p>受注者 様</p> <p style="text-align: right;">所在地</p> <hr/> <p style="text-align: right;">販売会社名 印</p> <hr/> <p style="text-align: center;">鉄鋼スラグの溶出試験機関について</p> <p>当社が溶出試験を依頼する下記の実施試験機関については、当社の関連会社ではないことを誓約します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p style="text-align: center;">試験機関名</p> <hr/>